

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

介護保険事業者番号 座間 1474100532

当事業所は、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者様が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者様の心身の状況や利用者様とご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- 利用者様の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者様及びご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 要支援と認定された方については、担当地域包括支援センターと連携し支援します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」に認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 守秘義務について	5
7. サービスの利用に関する留意事項	5
8. 苦情の受付について	6
9. 緊急時の対応	6
10. 事故発生時の対応について	6
11. 社会情勢及び天災	7

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 サンセール
- (2) 法人所在地 神奈川県座間市入谷西3丁目17番15号
- (3) 電話番号 046-298-5855
- (4) 代表者氏名 代表取締役 勝又 一成
- (5) 設立年月 平成17年 9月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的

指定居宅介護支援事業所は、居宅サービス計画を作成するとともに、同計画に基づくサービス提供が確保されるよう関係諸機関との連絡調整を行い、入院・入所が必要な場合には入院・入所先への紹介等の便宜を提供する事その他の必要な支援を行う事により、要介護者・要支援者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする事を事業の目的とします。

- (3) 事業所の名称 ケアサービス サンセール
- (4) 事業所の所在地 神奈川県座間市入谷西3丁目17番15号
- (5) 電話番号 046-298-5855
- (6) 管理者氏名 深堀 晃子
- (7) 当事業所の運営方針

- 1 指定居宅介護支援事業所の運営は、利用者様が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の運営は、利用者様の心身の状況及びその置かれている環境等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、利用者様の選択に基づき多様な事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業所の運営は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業所の運営は、利用者様に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立の立場で行わなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業所の運営は、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法に規程する老人介護支援センター等、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて行わなければならない。

- (8) 開設年月 平成22年 9月 1日
- (9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
 - ・ 介護保険訪問看護事業
 - ・ 介護保険介護予防訪問看護事業
 - ・ 介護保険訪問介護事業
 - ・ 指定相当訪問型サービス

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

指定居宅支援事業所の通常の実施地域は、座間市・大和市・海老名市・綾瀬市・相模原市南区とします。

(2) 営業日及び営業時間

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとします。
 - 2 営業時間 午前9:00から午後5:00までとします。
 - 3 休業日 ① 土曜日・日曜日
② 12月30日から1月3日までの日
- ※①②については電話等により常時連絡可能な体制とする。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者様に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

1 管理者

主任介護支援専門員 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたります。

2 介護支援専門員

介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたります。

- ①在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた居宅サービス計画を作成します。
- ②居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行います。
- ③要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者様の利用料負担はありません。

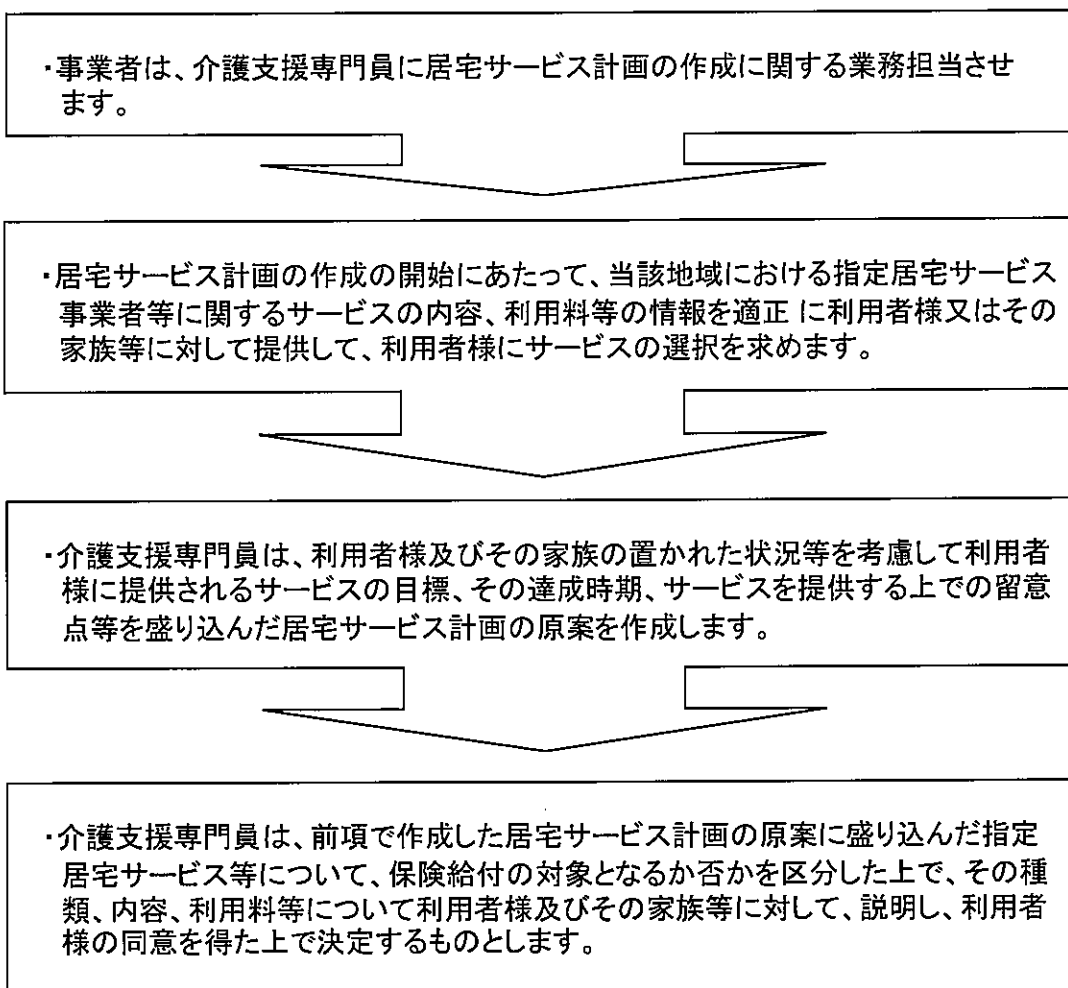
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

利用者様のご家庭を訪問して、利用者様の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者様及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるように指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者様の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、

利用者様の自己負担はありません。

但し、利用者様の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。加算がある場合は加算分を含みます。

(2) 交通費

次条の通常の事業の実施地域以外からの利用者様の要請があった場合は、あらかじめ、利用者様への説明と同意を得ていることを前提として指定居宅介護支援に要した実費をいただきます。

事業所の実施地域を越えたところから片道1kmごとに ……30円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振込み

平塚信用金庫 座間支店 普通預金 0904392 (有)サンセール

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. 守秘義務について

介護支援専門員及びその他の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者様及びその家族等の秘密を漏えいしてはなりません。

また、従業者でなくなった後においても、この守秘義務は継続されます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者様に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② 利用者様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、利用者様から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 苦情の受付について

① 相談・苦情等の受付窓口

サービス担当窓口

担当

勝又 一成

電話番号

046-298-5855

(2) 行政機関その他苦情受付機関

② その他の各市町村等相談窓口
座間市 : 046-252-8077 (直通)
大和市 : 046-263-1111 (代表)
海老名市 : 046-231-2111 (代表)
綾瀬市 : 0467-77-1111 (代表)
相模原市 : 042-754-1111 (代表)
神奈川県国民健康保険団体連合会
: 介護苦情相談窓口 045-329-3447
0570-022110

9. 緊急時の対応について

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

10. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故及び事故に際してとった処置については記録をします。
- (3) 利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 社会情勢及び天災

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとする。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い
交付しました。

【事業者】介護保険事業者番号 座間市 1474100532

住 所 神奈川県座間市入谷西3丁目17番15号

名 称 ケアサービス サンセール ⑩

代 表 代表取締役 勝又 一成

【説明者】所 属 介護支援専門員

氏 名 ⑩

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を
受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、説明書の交付を受けました。

利用者 ⑩

代理人 ⑩
(立会人)